

随意契約理由書

1 案件名称

福祉局定期借地・借家契約案件適正賃料検討調査業務

2 契約の相手方

一般財団法人 日本不動産研究所 近畿支社

3 随意契約理由

本業務は、定期建物賃貸借契約（以下、「定期借家契約」という。）が令和 6 年度をもって契約期間満了となるため、その新規賃料について、施設種別に応じた適正賃料の算定方法を策定し、対象施設の適正賃料を算定する業務である。

本市普通財産の貸付は、「普通財産貸付料算定基準」により、不動産鑑定評価等をもって新規賃料を算定することとなっている。不動産の賃料の算定は不動産鑑定評価により賃料を算定することが一般的であるが、福祉サービス事業に係る法定事業等の報酬単価については、国において、原則全国統一単価が設定されており、同じ福祉サービスを市域で提供した場合、中心区であっても周辺区であっても同額であることから、施設の利用定員に依存しており、土地等の価格との関連が小さい。そこで、施設種別ごとの事業内容や収支状況等を考慮して標準モデルを設定し、負担可能な賃料を算定（以下「適正賃料」という。）している。

なお、同時に契約した事業用定期借地権設定契約（以下、「定期借地契約」という。）の契約期間は、建物の耐用年数から 20 年間とし、定期借家契約においては、当時の財産条例で貸付期間が 10 年との定めがあったため、貸付契約は 10 年間で契約し、契約の満了後に 10 年間の再契約を行うこととした。よって、再契約にあたっての定期借家契約については、当初の賃料の考え方を以て算定する必要が生じている。

適正賃料は受注者の専門的な見地から導き出されていることから、再契約の賃料の算定にあたっては、現在締結している定期借地契約及び定期借家契約の賃料の算定方法の策定を行った事業者が行うことで、その整合性を図ることが可能となる。

以上の理由により、当時賃料の算定を行った事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局総務部経理・企画課（管財グループ）（電話番号 06 - 6208 - 7931）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市総合福祉システム改修業務 14
(令和5年度基準額改定における臨時的・特例的な措置(令和5～6年度)の見直しにかかる対応)

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社NTTデータ関西(以下、「NTTデータ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。N T Tデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

N T Tデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（W T O協定）第 13 条第 1 項 c（i）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
（電話番号：06-6208-8246）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度 大阪市総合福祉システム改修業務 15

(中央こども相談センターの移転及び分室設置対応(児童相談・療育手帳))

2 契約相手方

株式会社 N T T データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成 15 年 4 月に生活保護システムが、平成 17 年 12 月に福祉五法システムが順次稼働し、平成 27 年 1 月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社 N T T データ関西(以下、「N T T データ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた N T T データ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。N T Tデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

N T Tデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-7979)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和6年度大阪市国民健康保険特定健康診査業務委託（個別実施）（単価契約）

2 契約の相手方

医療法人仁悠会 このまちクリニック京橋 理事長 安田 和生

3 随意契約理由

本事業においては、保健指導を必要とする者を的確に抽出するため、「基本的な健診」及び「詳細な健診」について、国から検査項目が取り決められており、抽出においては正確な検査数値を出すことが必要となる。

大阪府医師会との集合契約未締結の医療機関について、業務を委託するうえで、受診可能な施設を広く開設することにより受診希望者の利便性の向上・受診機会の拡大のため、また、特定健康診査における検査費用の積算については、診療報酬単価を基とした大阪府市町村会と一般社団法人大阪府医師会との契約単価に合わせていることから、入札等による価格競争には適さず、「当該業務の履行が可能な業者が特定される業務」であることから、公募による手上げ方式の結果、仕様上必要となる基準や体制が担保された、上記契約の相手方と特名随意契約を行う。

（大阪府医師会に加入している医療機関については「集合契約」という形で一括して契約済み。）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06-6208-9876）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和6年度大阪市国民健康保険特定保健指導業務（個別実施・通常分）（単価契約）

2 契約の相手方

医療法人仁悠会 このまちクリニック京橋 理事長 安田 和生

3 随意契約理由

本事業においては、特定健康診査において「基本的な健診」及び「詳細な健診」を行い、選定・階層化された結果、「保健指導を必要とする」という判定となった利用者に対し、生活習慣病を未然に防ぐため、3か月以上の指導（電話及び面接）を行っていくものである。

大阪府医師会に加入していない保健指導取扱機関について、業務を委託するうえで、利用可能な施設を広く開設することにより利用希望者の利便性の向上・利用機会の拡大のため、また、特定保健指導の実施単価については、診療報酬単価を基とした大阪府保険者協議会と一般社団法人大阪府医師会との契約単価に併せていることから、入札等による価格競争には適さず、「当該業務の履行が可能な業者が特定される業務」であることから、公募による手上げ方式の結果、仕様上必要となる基準や体制が担保された、上記契約の相手方と特名随意契約を行う。（大阪府医師会に加入している保健指導取扱機関については、「集合契約」という形で一括して契約済み。）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06-6208-9876）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度福祉局保険年金課分室室内機部品交換等業務委託

2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社

3 随意契約理由

本設備は使用するにあたり、経年劣化に伴う部品交換及び洗浄作業を実施しなければ、正常に作動しない状況である。

当該機器は、ダイキン工業（株）製であり、他社製品との互換性がなく、当該事業者でなければ部品交換等をおこなうことができない。

また、洗浄作業を実施するにあたり細部まで分解する必要があるため、本体構造を熟知したうえで分解及び組み立てが適正に出来る技術が必要となる。

以上の事から、メーカー独自の技術により制作した機器で、制作した会社以外では技術面での対応が不可能であり、かつ作業後の性能・作動状態等を保証することができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、ダイキン工業（株）と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課分室

(電話番号 06 - 6365 - 0271)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪社会医療センター付属病院の経営計画評価等業務

2 契約の相手方

公認会計士 大畑 伊知郎

3 随意契約理由

社会福祉法人大阪社会医療センターが運営する大阪社会医療センター付属病院は、本市の行政目的及び施策を効果的かつ効率的に実施するために、本市が果たすべき役割を補完し、又は代替する活動を行う法人として、外郭団体として定め、あいりん地域及びその周辺で暮らす方々に対し、第二種社会福祉事業である無料低額診療事業をはじめ、医療の確保及び相談支援等を行っている。

本市は外郭団体に対し「大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例」により毎事業年度終了後に経営評価を総合的に行うこととされ、専門家など外部の委員で組織されている大阪市外郭団体評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を聞いたうえで、経営状況その他の事項を評価して外郭団体へ通知するものとされている。

大阪社会医療センター付属病院の令和5年度決算では、一部病棟の不振に伴い大幅な赤字となり、令和6年度においても不振が続いている状況であったため、今般、委員会より「蓋然性の高い数値を根拠としたもの」である計画の提出を求められたところである。

大阪社会医療センター付属病院では収支改善のため、令和6年10月から病床の転換を図るなど新たな取組みを行っているが、令和5年度からの不振に伴う資金不足により、借入を行う必要が生じ、返済計画等を含めた中長期的な計画が新たに策定されたが、本市がその内容について精査・評価したものについて、さらに専門的な観点からの評価が必要である。

以上のことから、日本公認会計士協会近畿会より専門的な観点から評価することができると推薦を受けた上記契約相手方に、大阪社会医療センター付属病院の経営計画評価等業務について随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部自立支援課（電話番号 06-6208-7926）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度 大阪市総合福祉システム改修業務 1 7
(令和 6 年度障がい福祉サービス等報酬改定等制度改正に係る対応
その他のシステム改修)

2 契約相手方

株式会社 N T T データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成 15 年 4 月に生活保護システムが、平成 17 年 12 月に福祉五法システムが順次稼働し、平成 27 年 1 月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社 N T T データ関西(以下、「N T T データ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた N T T データ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。N T Tデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

N T Tデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8045)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市総合福祉システム改修業務16
(定額減税(所得税)対応にかかるシステム改修)

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社NTTデータ関西(以下、「NTTデータ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で

改修する必要がある。N T Tデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

N T Tデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

（電話番号：06-6208-7976）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市総合福祉システム改修業務 18
(妊婦支援給付金 R6 年度暫定対応)

2 契約相手方

株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社 NTT データ関西(以下、「NTTデータ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で

改修する必要がある。N T Tデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

N T Tデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

（電話番号：06-6208-8045）

随意契約理由書

1 案件名称

「生活保護版レセプト管理システム」運用保守等業務委託

2 契約相手方

株式会社 法研

3 随意契約理由

【業者選定理由】

生活保護版レセプト管理システムは令和2年1月に再構築を行い、株式会社法研に開発及び運用保守業務を委託している。総合福祉システムの機種更新を令和8年1月に実施することから、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期間で動作検証等を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

- ① 生活保護版レセプト管理システムは、短期間に動作検証等を行う必要がある。株式会社法研は生活保護版レセプト管理システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対する経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。
- ② 設計者である株式会社法研は、障害発生時において障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

上記の理由より、株式会社法研が唯一の委託先であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課医療グループ

(電話番号：06-6208-8022)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市国民健康保険特定健康診査業務委託（個別実施）（単価契約）

2 契約の相手方

ともるクリニック 院長 森田 耕輔

3 随意契約理由

本事業においては、保健指導を必要とする者を的確に抽出するため、「基本的な健診」及び「詳細な健診」について、国から検査項目が取り決められており、抽出においては正確な検査数値を出すことが必要となる。

大阪府医師会との集合契約未締結の医療機関について、業務を委託するうえで、受診可能な施設を広く開設することにより受診希望者の利便性の向上・受診機会の拡大のため、また、特定健康診査における検査費用の積算については、診療報酬単価を基とした大阪府市町村会と一般社団法人大阪府医師会との契約単価に合わせていることから、入札等による価格競争には適さず、「当該業務の履行が可能な業者が特定される業務」であることから、公募による手上げ方式の結果、仕様上必要となる基準や体制が担保された、上記契約の相手方と特名随意契約を行う。（大阪府医師会に加入している医療機関については「集合契約」という形で一括して契約済み。）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ
（電話番号 06-6208-9876）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市国民健康保険特定保健指導業務（個別実施・通常分）（単価契約）

2 契約の相手方

ともるクリニック 院長 森田 耕輔

3 随意契約理由

本事業においては、特定健康診査において「基本的な健診」及び「詳細な健診」を行い、選定・階層化された結果、「保健指導を必要とする」という判定となった利用者に対し、生活習慣病を未然に防ぐため、3か月以上の指導（電話及び面接）を行っていくものである。

大阪府医師会に加入していない保健指導取扱機関について、業務を委託するうえで、利用可能な施設を広く開設することにより利用希望者の利便性の向上・利用機会の拡大のため、また、特定保健指導の実施単価については、診療報酬単価を基とした大阪府保険者協議会と一般社団法人大阪府医師会との契約単価に併せていることから、入札等による価格競争には適さず、「当該業務の履行が可能な業者が特定される業務」であることから、公募による手上げ方式の結果、仕様上必要となる基準や体制が担保された、上記契約の相手方と特名随意契約を行う。（大阪府医師会に加入している保健指導取扱機関については、「集合契約」という形で一括して契約済み。）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ
(電話番号 06-6208-9876)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市国民健康保険特定健康診査業務委託（個別実施）（単価契約）

2 契約の相手方

医療法人知音会 中之島クリニックレディースプラザ 理事長 田邊 卓爾

3 随意契約理由

本事業においては、保健指導を必要とする者を的確に抽出するため、「基本的な健診」及び「詳細な健診」について、国から検査項目が取り決められており、抽出においては正確な検査数値を出すことが必要となる。

大阪府医師会との集合契約未締結の医療機関について、業務を委託するうえで、受診可能な施設を広く開設することにより受診希望者の利便性の向上・受診機会の拡大のため、また、特定健康診査における検査費用の積算については、診療報酬単価を基とした大阪府市町村会と一般社団法人大阪府医師会との契約単価に合わせていることから、入札等による価格競争には適さず、「当該業務の履行が可能な業者が特定される業務」であることから、公募による手上げ方式の結果、仕様上必要となる基準や体制が担保された、上記契約の相手方と特名随意契約を行う。（大阪府医師会に加入している医療機関については「集合契約」という形で一括して契約済み。）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ
（電話番号 06-6208-9876）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市国民健康保険「1日人間ドック」事業業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

医療法人知音会 中之島クリニックレディースプラザ 理事長 田邊 卓爾

3 随意契約理由

国民健康保険法第82条（以下、「同条項」という。）では、市町村は健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の大阪市国民健康保険被保険者（以下、「被保険者」という。）の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないとされている。本事業は、同条項に基づき、被保険者の健康保持と疾病予防を目的として昭和56年から継続して実施している。

令和6年度に本事業の対象となる被保険者は、約32,000人であり、事業エリアは市内全域に及ぶことから、これら被保険者への対応は1事業者で賄えるものではない。また、大阪市域を分割する場合は行政区単位にならざるを得ないところ、本事業では、被保険者の身近な地域で受診可能な施設を広く開設することで、受診率の向上を図ることを目的としており、特定の事業者による実施は馴染まないところである。

今後も高齢化等の進展により、被保険者の健康保持、増進及び生活習慣病の重症化予防は一層重要となることから、対応できる事業者を拡大していく必要がある。

以上のことから、地域を特定せず、大阪市域全体において仕様上必要となる基準や体制が担保された事業者すべてを契約相手方とする。

【参考：国民健康保険法第82条】

第八十二条 市町村及び組合は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ
(電話番号 06-6208-9876)